

青梅市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月7日

提出者 議会運営委員長 久保富弘

(説明)

議員の職責および青梅市議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が市議会の会議等を長期にわたって欠席した場合、議員報酬および期末手当を減額する必要があるため、この条例案を提出いたします。

青梅市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責および青梅市議会（以下「市議会」という。）への住民の信頼の確保に鑑み、青梅市議会議員（以下「議員」という。）が長期にわたって議会活動をしなない場合における当該議員の議員報酬および期末手当の支給について、青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第15号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 次に掲げるものをいう。

ア 招集議会、定例議会および臨時議会

イ 常任委員会、議会運営委員会および特別委員会

ウ 全員協議会および予算決算委員会理事会

(2) 議会活動 市議会の会議等に出席することをいう。

(3) 公務上の災害等 青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補

償等に関する条例（昭和42年条例第37号）にもとづき認定された公務上の災害および通勤による災害をいう。

（議員報酬の減額）

第3条 議員が長期にわたって議会活動をしなない場合の議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、次表に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

議会活動をしなない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項に規定する議会活動をしなない期間は、市議会の会議等を欠席した日から起算する。

3 第1項の規定は、議会活動をしなない期間が90日、180日、または365日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降、市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日および12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれの前6か月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額された月がある場合の期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に前条第1項の表に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6か月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、最も長い議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を適用する。

（適用除外）

第5条 議会活動をしなない期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条の規定は適用しなない。

(1) 公務上の災害等

(2) 議会活動を長期にわたってしなないことがやむを得ないと議長が認める事由

（前任期における議会活動をしなない期間等）

第6条 この条例の規定により議員報酬を減額されていた議員が再び議員

の資格を得た場合には、前任期における議会活動をしない期間および議員報酬の減額は、現任期における議員報酬および期末手当にその効力を及ぼさないものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降に行われる会議等に欠席し、長期にわたって議会活動をしない議員の議員報酬および期末手当について適用する。